

事業認定要件及び適合性について

資料 7

事業の認定における要件等については、以下のとおりです。

■事業の認定の要件(法第20条)

事業認定庁は、申請に係る事業が次の4つの要件を全て満たすときは、事業の認定をすることができる。

- 第1号要件 事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること。
- 第2号要件 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 第3号要件 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 第4号要件 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

○日進市からの事業認定申請に対する認定庁の見解

〈土地収用法第20条第1号関係〉

法第20条第1号要件は、事業が法第3条各号に定める収用適格事業に該当するか否かを審査するものである。

本件事業は、日進市の「道の駅」を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると考え、「事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第1号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第2号関係〉

法第20条第2号要件について、一般的に「意思」を有するか否かは、起業者が地方公共団体である場合はその議会の議決の有無等によって判断するものであり、「能力」を有するか否かは、事業の遂行について行政機関の許認可の有無、事業の施行に必要な財源に対する措置の有無、組織及び職員の配置状況など起業者が実際に事業を遂行できる体制を整備しているか否か等によって判断するものである。

本件事業は、地域活性化の拠点及び災害時の防災拠点として日進市「道の駅」を新設する事業であり、本件事業の起業者である日進市は、日進市道の駅基本計画において、施設の整備方針及び内容を定めており、また、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

よって、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。」と認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第3号関係〉

法第20条第3号要件は、事業計画の公益性についての審査である。

日進市中央部を縦断する県道瀬戸大府東海線（以下「本路線」という。）沿線には道路利用者のための24時間利用可能な休憩施設が整備されておらず、道路利用者に対する安全で快適な道路交通環境の整備が課題となっている。また、現在の日進市では、観光産業及び農業の低迷、子育て世代の情報共有や地域コミュニティの場の不足といった様々な課題を抱えている。さらに、日進市は南海トラフ地震防災対策推進地域に、本路線は災害時の愛知県第

2次緊急輸送道路に指定されており、市民及び道路利用者の救助救援場所、広域的な防災活動拠点、国及び愛知県から供給される支援物資を受け入れ、市内の避難場所等に輸送・供給するための地域内輸送拠点等を整備することが課題となっている。

本件事業を行うことにより、道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供することができるとともに、日進市の地域資源の魅力が発信され、観光客等の交流人口の増加、地域のブランド力の向上等が図られる。また、農産物及び6次産業化商品の販路拡大による農業振興、子育て環境の充実による子育て支援並びに地域コミュニティの場の確保による地域活性化が図られる。さらに、防災拠点が整備されることによって、災害等に対する地域防災力の向上が図られる。

以上のことから、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

一方、起業者の調査によると、起業地内の土地には、レッドリストあいち2015において指定されている絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種、及びその他の重要種並びに環境省レッドリスト2019に指定されている準絶滅危惧種及びその他の重要種が生息、又は生育していることが確認されたが、起業地内は生息域又は生育域の一部であり、生息環境又は生育環境が広く分布していることから影響は小さい。また、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられないことから、本件事業を行うことにより失われる利益は少ないと考えられる。

さらに、本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的条件、技術的条件、経済的条件から3候補地を比較検討し、最も合理的な起業地を選定していることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。また、事業計画についても必要最小限の範囲に止められている。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第4号関係〉

法第20条第4号要件は、事業が第1号から第3号までの各要件に合致するものであってもなお収用又は使用という手段をとることについて公益上の必要に欠けることはないかどうかを判断するものであり、事業を早期に施行する必要性があることや収用しようとする起業地の範囲が、申請事業の公益性の発揮のために必要な範囲に存すること、また、収用又は使用の別の合理性を審査するものである。

日進市では、近年の観光産業及び農業の低迷が課題となっており、また、若い子育て世代のための地域コミュニティの場が不足している状況であるため、早期に本件事業を施行し、地域の活力向上を図る必要がある。また、災害時における市民及び道路利用者の救助救援場所、広域的な防災活動拠点、支援物資の地域内輸送拠点等の早急な整備が求められていることから、本件事業を早急に施行する必要性は高いものと認められる。

なお、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を行うために必要な範囲であり、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると判断できる。

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。